

松田ウイメンズクリニック 医療安全管理指針

■医療安全管理に関する基本的な考え方

当院は、安全で質の高い医療を提供することで患者様が安心して納得いく治療をうけて頂くことを目的に日常の診療にあたっている。

そのために、全職員が一丸となり医療安全に対する意識を高めるとともに、個人と組織の両面から事故を未然に回避しうる能力を強固なものにすることが必要である。これらの取り組みを明確なものとし、本クリニックにおける医療の安全管理、医療事故防止の徹底を図るため、以下の基本方針を定める。

■医療安全管理のための組織と体制

1. 当院における医療安全管理対策を総合的に企画、実施するために医療安全管理委員会を設置する。
2. 医療安全管理委員会は院長を委員長とし、各部署（医師、看護師、培養士、受付事務）からそれぞれ委員を選出し、月に1回および必要に応じて委員会を開催する。

■報告等に基づく医療に係る安全確保を目的とした改善方策

職員全体が、患者様や職員に実害のない事例も含めて広くインシデント、アクシデントレポートの報告を心がけ、調査・分析に基づく改善策の策定およびその実施状況の評価を行い、医療の質の向上、安全管理の改善に努める。

■医療安全管理のための研修

医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等の周知徹底を図るために、全職員を対象とした研修を1年に2回を目処に実施する。

■医療事故発生時の対応

1. 医療側の過失によるか否かを問わず、患者様に望ましくない事象が生じた場合には可能な限り、まず当院の総力を結集して患者様の救命と被害の拡大防止に全力を尽くす。また当院内のみでの対応が不可能と判断された場合には、遅滞なく他の医療機関の応援を求め、必要なあらゆる情報・資材・人材を提供する。
2. 事故の状況は、院長へ迅速かつ正確に報告する。報告を行った職員は、その事実および報告の内容を客観的かつ経時的に記録しておく。
3. 医療事故が発生した場合、救命措置の遂行に支障を来たさない限り可及的速やかに、事故の状況、現在実施している回復措置、その見通し等について、患者様本人、家族等に誠意をもって説明するものとする。患者様が事故により死亡した場合には、その客観的状況を速やかに遺族へ説明する。またこの説明の事実および報告等を記録しておく。
4. 家族・遺族への連絡・説明は速やかに院長が行う。

■患者様からの相談への対応

病状や治療方針などに関する患者様からの相談に対しては、職員全員が誠実に全力で対応する。